

新処理施設等の整備に関する住民説明会（第8回）開催後に寄せられたご意見

※ 意見の内容は、要約してまとめておりますのでご了承ください。

（新処理施設：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設 最終処分場：一般廃棄物最終処分場 リサイクル施設：マテリアルリサイクル推進施設）

区分	ご意見の内容	回 答
新処理施設	<p>既に処理方法を焼却方式と決定していますが、残渣のより少ない溶融方式に考え直すことはできないのですか。</p>	<p>処理方式については、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画において、国内で導入実績があるすべての処理方式を対象に、施設整備基本方針の項目ごとに利点と課題を整理して検討しました。</p> <p>結果としては、溶融方式については灰の減容が見込まれるものの、処理に大きなエネルギーを使うため、二酸化炭素の排出量が増加することや運転管理の難易度が高く、コスト高になることから、焼却方式が優位としたものです。</p>
新処理施設	<p>余熱活用について蓄熱・移動等の技術はどこまで進んでいるのですか。</p> <p>農業利用を考えているとのことですが、設備休止時の対応、夏の不必要な時期の対応はどうするのですか。</p>	<p>余熱の利用を50℃の温水による熱供給とした場合、一般的に半径2km程度まで熱を供給することが可能と考えられますが、実際の運用としては、配管の敷設費や維持管理費を考慮すると候補地に隣接する場所での熱利用が望ましいと考えられます。</p> <p>蓄熱については、経済性を考慮し計画していないところです。</p> <p>設備の休止は熱の利用が無い時期に実施することとし、夏期など熱を使用しない時期については、熱供給のためのエネルギーを発電に回すことも考えられます。</p>
最終処分場	<p>「迷惑施設を作る気はない」と言っていますが、当該地域の方にとっては「迷惑施設」だと思います。</p> <p>地元との対話では、緑地帯エリアの利活用を最重要事項として理解を求めることはできないものでしょうか。</p>	<p>組合では、緩衝緑地を活用することにより地域の交流の場となるよう地元との話し合いをしてみたいと考えております。</p>

区分	ご意見の内容	回 答
最終処分場	北ノ沢を選んだ理由をもっと具体的に説明すべきと考えます。(表に表していない評価項目とか地形や排水対策、安全性など)	<p>候補地選定では、まず、候補地選定委員会において、法的規制や災害の影響など不適切と考えられる地域を除外した上で、アクセシビリティやインフラ整備の優位性などの客観的評価を行い、さらに技術面、土地利用面などの相対的評価を行いました。この3段階で計51の条件を設定し、評価を行った結果として4か所の候補地を選定しました。</p> <p>その後、施設整備検討委員会において、施設整備基本方針の区分ごとに検討した評価項目案を説明会において住民の皆様へ説明し、意見をいただきながら評価項目を定め、評価を行った結果として、4か所の候補地の中で総合的に「千厩字北ノ沢ほか」が最も優位性があったことから候補地としたものです。</p> <p>なお、選定経過の詳細については「一般廃棄物最終処分場候補地選定結果報告書」やこれまでの住民説明会資料に掲載しており組合ホームページで閲覧することができます。</p>
最終処分場	公共施設からの距離については、直接距離の議論ではなく、山に囲まれた中山間地域の特徴や埋立をするうえでの優位性などを加えたほうがよいと思います。	<p>候補地を4か所に選定するまでの選定過程では、第2次選定において、静寂が必要とされる学校や病院からの距離300m以内を除外しています。</p> <p>当候補地は、山に囲まれた中山間地域の土地で周辺からは見えにくい位置にあり、緩衝緑地を設けて景観にも配慮することを考えています。</p>
最終処分場	活用が見込める範囲としている箇所に、農村緑地公園など具体的な計画を立ててほしい。	活用が見込める範囲については、周辺住民の皆様と話し合いをしながら利用方法を検討していきます。
最終処分場	搬入ルートとなる市道構井田鳥羽線の歩道付道路改良を検討する必要があるのではないのでしょうか。	市道であることから、管理者である一関市と協議してまいります。

区分	ご意見の内容	回 答
最終処分場	埋め立てるものの実物を見せるだけでなく、今行っている活用方法や、土と混ぜ合わせることによる安全性、埋立後の活用例を具体的に示してほしい。	<p>埋立時には即日覆土を励行し、埋立終了時には最終覆土を十分に被覆することで飛散や流出がないよう、また、良好な跡地利用を図ることが出来る計画とします。</p> <p>全国的には、最終処分場の埋立完了後の活用例として、スポーツ施設や緑地公園、市民農園などがあります。</p> <p>また、現在組合で管理している最終処分場のうち舞川清掃センターでは、一部埋立が終わった範囲をグラウンドとして地元で活用されております。</p>
最終処分場	2月26日説明会の最後に副管理者は、これまでの住民の意見に対しての見解を述べられましたが、口頭だけではなかなか理解できないので、紙で配布していただきたいと思えます。	<p>副管理者の発言は、1月30日に開催された組合議会議員全員協議会で管理者が組合議員へ行った説明内容を参加者の皆様にお伝えしたものです。</p> <p>お伝えした内容は、「『新最終処分場』建設候補地の変更を求める署名に対する当組合の考えについて」として組合ホームページに掲載しております。</p>
最終処分場	<p>このような施設の建設は最終的には住民の理解と合意が最も重要と思えます。</p> <p>住民の理解と合意が得られない場合は建設すべきではないと思えます。</p>	懸念や不安に思うことについて、ひとつひとつ軽減につながる材料を提供することが必要であり、その積み重ねが住民理解を深めるものと考えておりますことから、これからも説明会や広報、施設見学などのご理解いただくための取組をしまいに考えております。

区分	ご意見の内容	回 答
最終処分場	<p>運行ルートには、店舗、住宅、学校などもあり、小中高生の通学路にもなっています。</p> <p>灰、残渣などが周辺の建物などに飛散し、人に対して30年、50年後の微小粒子による健康被害が大変心配です。</p>	<p>最終処分場への灰、残渣の搬入は、通学、通勤への影響がないよう時間帯に配慮するとともに、運搬に関しては、埋立する焼却灰などが飛散することのないように運搬車両に「あおり」と呼ばれる飛散防止装置を設置するなど対応を考えています。</p> <p>また、一般廃棄物最終処分場があることによる人体への影響をご心配されていることについては、組合が管理している現施設においても30年以上経過していますが周辺住民への影響を及ぼした事案はなく、全国的にもそのような事案は報告されておりません。</p>
最終処分場	<p>大雨時、土砂災害が発生し、埋めた灰、残渣、有害物質、重金属などが道路、建物に付着するのではないかと。</p>	<p>最終処分場は、法令に基づいた構造基準や維持管理基準が定められており、大雨や地震などの災害時に埋立物が流出することがないように設計いたします。</p> <p>また、全国的にも自治体が管理する最終処分場において、災害により埋立物が流出したという事例は報告されておりません。</p>
新処理施設	<p>世界におけるごみ処理について、再資源化技術は日進月歩で進んでおり、資源循環型社会形成のための再資源化の導入をするよう、市、町と連携して推進されたい。(未活用の廃棄物を活用したバイオマス発電など)</p> <p>また、私たち市民にも積極的に情報提供してほしい。</p>	<p>再資源化の取り組みとしては、現在マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の策定作業を進めているところであり、なるべく資源化できるよう分別区分の見直しを行っているところです。</p> <p>分別区分の案については、今後策定するマテリアルリサイクル推進施設整備計画においてお示しする予定であり、今後も再資源化の取組については構成市町と連携して進めてまいります。</p>
リサイクル施設	<p>プラスチック資源の分別収集の細分化及び再商品化を推進するため、住民全体で取り組む意識を高めてほしい。</p>	<p>構成市町と連携して周知に努めてまいります。</p>

区分	ご意見の内容	回 答
最終処分場	<p>4 候補地の「生活環境への影響」の評価結果は、「優劣はない(いずれも500m以内に住宅があり騒音などへの対策が必要)」としていますが、地域住民が最も懸念しているのは、候補地周辺は学校や病院も近接しており、住宅や事業所も多いことなど生活環境への影響が大きいことです。4 候補地の「優劣はない」とした根拠を説明してください。</p>	<p>生活環境への影響の考え方としては、居宅の数や人数としてではなく、どの候補地であっても同様に生活環境への影響について配慮が必要なものであり、その対応に優劣はないとしたものです。</p>
最終処分場	<p>500m以内に住宅があることを、どういう方法で調べたのですか。</p>	<p>候補地から該当距離内に住宅があるかどうかは、図面や住宅地図により調査したものです。</p>
最終処分場	<p>地域の人々を遠ざけるのではなく、環境に対する学習施設として県内外から集える一大拠点として整備したらよいと思います。</p> <p>一関には公園があるが、千厩地域には広域公園がないので整備して、地域の人々がいつでも処分場が見えるようにし、閉ざすのではなく、開放的にしてはどうかと思います。地域に施設ができて良かったと思われるようにしてほしいです。</p>	<p>ごみ処理の流れをご理解いただくことで、ごみの減量化、資源化を含む環境学習につながるものと考えておりますことから、稼働時においても見学などについては積極的に受け入れたいと思います。</p> <p>最終処分場事業範囲の市道沿いの平地部分は活用が見込める範囲でありますから地元との話し合いをしてまいりたいと考えております。</p>
最終処分場	<p>ごみゼロも並行して取り組むことが必要と思います。</p> <p>このような事業の推進については、「賛成の人で計画をつくる」、「計画が出来上がって公表する」、「反対の人と地域を二分する」ような古いやり方ではなく、初めから多様な声を集める手法で取り込んでほしいです。</p>	<p>ごみの減量化の取り組みについては、構成市町と情報共有し連携して進めてまいります。</p> <p>今回の説明会も含め、施設整備計画については、説明会で案としてお示し、ご意見をいただきながら策定しているところです。</p>

区分	ご意見の内容	回 答
最終処分場	<p>建築基準法第51条に「都市計画区域においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、新築し、又は増築してはならない」とありますが問題ないでしょうか。</p> <p>都市計画マスタープランにも「用途地域外は、計画的開発を除き、基本的に開発・整備を抑制するものとし、住宅市街地を囲む緑や優良な営農環境の維持向上に努めます。」とあるが問題ないのでしょうか。</p>	<p>建築基準法第51条に定める「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物」のうち「その他政令で定める処理施設」は、同法施行令第130条の2の2第1項において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)」と定められています。</p> <p>その内容は、「一日当たりの処理能力が五トン以上(焼却施設にあっては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上)のごみ処理施設とする。」となっており、これに最終処分場は含まれておりません。</p> <p>また、当該事業は計画的な開発であることから、都市計画マスタープランにおいて整備を抑制するものには当たらないものと考えております。</p>
新処理施設	<p>ごみの減量化(半減)経費節減・コストのかからない施設にしてほしい。</p>	<p>構成市町と連携しごみの減量化の周知に努めてまいります。</p>
リサイクル施設	<p>市民の意識の向上を図り、ごみの再利用を進めるため、</p> <p>① 集会・イベント・会議・総会等に2年間参加し向上を図る。</p> <p>② 説明だけでなく楽しく学べる場を作る。QRコード、アプリを作成する</p> <p>③ テンプラ油の再利用</p> <p>などを実施してはどうでしょうか。</p>	<p>構成市町と連携しごみの減量化の取組みに努めてまいります。</p>
新処理施設	<p>プラスチック資源循環促進法による影響を示すべきであると考えます。これは施設規模に影響するのではないのでしょうか。</p> <p>また、焼却灰等は資源化の方法まで検討すべきだと思います。</p>	<p>新処理施設においては、施設の規模や能力などの仕様をまとめる要求水準書の作成の段階において、施設規模について再確認する予定です。また、新最終処分場においても同様に確認いたします。</p> <p>焼却灰については、現在もセメントの原料として一部を資源化しています。コストだけでなく、安定的、継続的に処理できるか総合的に判断が必要と考えます。</p>

区分	ご意見の内容	回 答
最終処分場	緑地の計画について、広域行政組合業務の範囲外ではないでしょうか。	<p>緩衝緑地は、最終処分場と周辺地との緩衝地帯として組合が管理することを考えています。</p> <p>その活用方法については、今後、地元の皆さんと話し合いをしてまいります。</p>